

令和3年度第8回臨時総会 議事録

開催日時	令和4年3月7日（月） 午後2時43分～午後3時16分				
開催場所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室				
出席委員	大崎 恭寿 西本 統洋 植田 俊博 加藤 孝幸 中島 義幸 久保田彦昭 大野 哲 竹内 佳代 中島 正根 前田 眞作 上田 博 久保壽美男 川澤 一博 中村 富貴 矢野 強 以上 15 名				
欠席委員	池澤 誠 廣井 千里 森田 浩明 山本 和正 以上 4 名				
事務局	加藤事務局長 近森次長 堀内係長 長澤主任 山崎主任 以上 5 名				
関係部局	農林水産課 尾崎課長補佐 川久保係長 森下主査 以上 3 名				
議題	議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について				
報告事項	農業経営改善計画の認定について				
その他	農業振興地域整備計画の見直しについて（農林水産部）				

開 会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時43分)
議事録署名委員	議長が、川澤委員、西本委員を指名する。
議 事 議 長	<p>それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>「議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局から説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が、引き続き農業を営むのに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回1件の適格者証明願が提出されました。</p> <p>議案第1号と記載しておりますものの1ページから2ページをご覧ください。案件1は、被相続人が令和3年7月に亡くなられたことにより、相続人が旭地区の計6筆、1,732.40 m²の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち5番の土地には墓地部分があり、その面積を除外しての申請となっております。</p> <p>以上1件です。この案件につきまして、申請人同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、いずれも農地として使用されていることとともに、適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。</p> <p>申請人に適格者証明書を交付したいと思いますので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —

議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することいたします。続きまして、議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認」について、事務局から説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」ご説明いたします。</p> <p>相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から20年を経過するのに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から2件の照会がありました。</p> <p>議案第2号と記載しておりますものの1ページをご覧ください。案件1は、被相続人が平成13年8月に亡くなられたことにより、相続人が、朝倉地区の計4筆、842.50m²の農地を相続したものです。</p> <p>続きまして、2ページをご覧ください。案件2は、被相続人が平成13年9月に亡くなられたことにより、相続人が、秦地区の計5筆、1,333.31m²の農地を相続したものです。</p> <p>以上2件です。これらの案件につきまして、相続人同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、いずれも農地として使用されていることを確認しております。特例の適用を受けた農地等の所在地番、利用状況の詳細については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>税務署へこの内容で報告したいと思いますので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —

	議長 ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することいたします。
	それでは、報告事項に移ります。農業経営改善計画の認定について、事務局から報告願います。
堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	続きまして、その他に移ります。農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）の見直しについて、農林水産部からご説明いただきたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。
森下主査	整備計画の見直しについて、ご報告とお願いがございます。高知市は、昭和46年に整備計画を策定して以来、大幅な見直しを行っておりません。整備計画は、農用地の利用計画と、マスター・プラン的な性格の二本立てになっておりますが、この度見直すのは、農用地利用計画、いわゆる「農用地区域」や「農振」と呼ばれている区域です。現在、旧高知市は「字」単位、鏡・春野地区は「筆」単位、土佐山地区は「字」単位とした大きな区域のかけ方になっております。それをまず、予算がついた関係もありまして、「筆」単位に見直しをしていく予定です。その後、鏡・土佐山地区だけでなく、平坦地域でも非農地化が進んでおりますので、農地台帳と課税台帳を突き合わせて、現況農地でない土地は除く予定です。農地という地目を変えるのではなく、農用地という縛りを除くという方向で進めていきたいと思っております。それに対して、今かけている土地を農用地区域から除くという作業が、結構大きなものになる予定で、見直しだけでも1年近くかかる見込みですので、令和4年度中は、その作業をします。それから、令和5年度に、県へ全体見直しの協議をかける予定ですので、現在5月と11月に受け付けている、通常変更の農振除外の申請が、令和5年度は受け

	付けできなくなる可能性があります。このため、農業委員や推進委員は、よく転用のご相談を受けられると思いますので、できるだけ令和4年度中に申請するよう、皆さんにお声掛けいただけたらと思っております。以上が、ご報告とお願いです。
議長	内容について、ご理解いただけましたか。農業委員会としましても、何回かに渡つて、整備計画の見直しをお願いしてきた経過がございます。10年計画ですから、県の計画に基づいて、高知市も見直す方向で来ていたということですが、昭和46年から見直していなかったので、今回、思い切って見直しましょうということです。各地域、課題があろうかと思いますが、農業委員と推進委員が各地域で協議していただけで、この件について、もう少し説明がほしいという意見が出ましたら、農林水産課に詳しいお話を聞いていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。
加藤委員	説明を聞いて、すぐに動かないといけないよう感じました。やるべきことは進めていかないと、いつになるやらわからないと思うのですが、具体的なスケジュールをもう一度教えてください。
森下主査	まず、令和4年度の4月から、調査会社に委託します。作業手順ですが、最初に、現在「字」になっている地区を「筆」に直します。それだけでも作業量が結構あります、次に、「筆」を、農地台帳と課税台帳を突合して、現況農地でない土地を、農用地から除きます。それから、農地かどうか微妙な土地を、除くか除かないかという判断をしないといけません。農振地域と農用地区域を指定する基準として、法律で「集団性があるもの」とうたわれておりますが、高知市では、地域の実情に即して、直払いの対象農地など、集団性として、1ヘクタール以上ないところでも、守るべき農地は、集団性を守っていかなければなりません。それ以外の農地に関しては、順番にできた地区から、皆さんとご相談させていただきながら、除くべきか、除かないべきかということを考えていきたいと思っております。まだスケジュールが決まっておりませんが、おそらく令和4年度の冬以降に、具体的な話ができるようになろうかと思っております。
加藤委員	鏡・土佐山地区のみが対象ですか。

森下主査	<p>違います。現在、鏡・土佐山地区で、非農地判断を進めており、国が示しているように、農地でない土地を、非農地として判断をしましょうという流れになっている先駆けとして、鏡・土佐山地区を挙げさせていただいただけで、高知市内全体的に、非農地、もしくは集団的に非農地となっている土地は、農用地区域もそれに従って、農用地から除くという方針にしていきたいというお話です。</p>
加藤委員	<p>非農地判断する際、隣接の土地の所有者に、どこまで理解していただけるかということが課題としてあります。先日、現地を回った際、ある農地を非農地にすると、隣接の所有者がちょっと面白くないというお話がありましたので、その辺りのすり合わせを、どのような手順で、どのようにやるかということが課題です。それから、所有者が、県外や国外にいる場合もありますので、具体的にこうしたら進みますよという指針が欲しいというか、その辺も教えていただきながら、進めるべきことは進めていきたいと思っております。</p>
森下主査	<p>非農地判断するのは、農業委員会であり、高知市は、農地を農用地区域として定めているという形になるので、非農地判断しても、地目は変わりません。ただおっしゃるように、山林の隣が農用地区域であるなど、色々な場合があると思いますので、隣地の同意というか、集団的にここを農地、農用地区域から除く、除かないという判断について、様々な意見があるかと思いますので、その辺も参考にしながら順次進めていきたいと思っております。こちらの方こそ、ご意見をたくさんお伺いする機会が増えると思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>農業委員会で、土佐山地区の非農地判断を2回に渡って行いましたが、その際、先ほどお話があったように、推進委員が出向いて、「この土地を非農地としてよいですか」と、隣地や地域の方に伺いながら判断してきたという経過がございます。先月、その内容が出ていたと思いますが、それも先ほどの説明のような手順を踏んでやっていこうということでございます。また、農用地区域の中の、農用地の部分を判断しましょうということで、当然、農業委員及び推進委員も、その判断に関わってくると思っております。他に何かございますか。</p>

	西本委員	先に報告がありました、認定農業者の認定日ですが、例えば4月4日とか、先付けで認定する場合はありますか。私は、前回の臨時総会は欠席でしたので、後に送られてきた資料を見てみると、1件だけ資料の中にありましたので、そのようなことはありますか。
	堀内係長	再認定の方だと思いますが、現在の認定期間が切れる前に、申請者が再認定の書類を提出して、次の更新が決まったものです。ただし、現在の認定期間が残っており、再認定日は、現在の認定日の翌日になるので、先付けになります。認定に空白期間ができるないように、事前に申請者が手続きしたということです。
	矢野委員	整備計画の見直しは、今年の冬から始めるのですか。
	森下主査	この春から始めて、この依頼をさせてもらうのが、冬ぐらいです。
	矢野委員	私たちが協力するのは、具体的にどのようなことですか。
	森下主査	まず、農用地区域の整理を始めます。整理した筆の中には、もう農地でないもの、例えば、雑種地や宅地になっている土地があります。そこは明らかに農地ではないので除きます。次に、農地台帳と突合します。農地台帳がないが、地目は田や畠である土地を除くべきか、除かないべきかということを判断しないといけません。そして、地図に落としたときに、山際の一筆だけ除くという判断はできると思うのですが、幹線道路沿いなど、集団から少し離れている土地を、本当に除去してよいか、農用地として、本来はこの集団に入るはずであったなど、色々な場合があると思うので、そういった土地を、農用地のままでおくべきか、おかぬべきかということについて、農林水産課で、この場合は除く、この場合は除かないという指針を作る予定です。この判断を、皆さんにもお伺いしたいと思っております。
	矢野委員	私たちが現地確認する可能性はありますか。

森下主査	あります。ただし、全てを現地確認るのは難しいと思いますので、農林水産課で一定線引きして、悩ましいところを、委員、JAそして土地改良区に、事前に団体協議として、皆さんに総会で諮っているのと同じように諮らなければならないことになっておりますので、総会の前に、一緒に現地確認をお願いする可能性があります。
久保委員	相続人のいない農地があって、ここ3年位困っていますが、何か良い方法はありますか。
森下主査	農地パトロールの時に、お伺いしたまま課題になっておりますが、相続人がいない農地をそのままにしておくというわけにもいけないと思うのですが、農業委員会はどうにお考えでしょうか。
近森次長	人・農地プランで地区ごとの農業経営の目標を計画していくことで、今後、来年度から法定化されて、座談会や地域で、話し合いが継続する予定です。その各地区での話し合いの中で、どのようにしていくかを協議することになろうかと思います。
森下主査	現況で、相続人がいない土地に対して、やりようがないといいますか、法定手続きが難しいところですので、できるだけ未相続の土地を出さないようにしていかないといけないと思っております。全然答えになっておりませんが。
議長	相続人をたどっていってもわからないということですね。
久保委員	それもありますが、良い田なのに、亡くなった人に借金があって、親戚が関わりたくないでの、自然に放棄地になって3年位経って困っているところです。
加藤事務局長	これは、農地というより、個人の財産であって、私権が主になりますので、行政や農業委員会が、直接、法的に対応することが難しいです。農業委員会ができることは、相続が発生した案件にアンテナを張って、極力放置されないように、親族への働きかけを早めに行うことであると思っております。

西本委員	<p>相続放棄は、亡くなつてから3か月以内でしたかね、今。相続放棄したら、借金を払う必要はありませんし、財産を、プラスマイナスで、プラスになった場合もらうという相続もできますので、そのことを知つていないと、とんでもないことになり、ずっと借金もつれになります。相続関係は、税理士へ尋ねたらよいですし、手続きは、裁判所でしたらよいです。</p>
議長	
高知県農業会議	<p>高知県農業会議で、相続人不明の農地を、どのようにして耕作できるようにしたらよいかという話が一件ございました。手続きをすれば、できるような法律があるようです。課題として、事務局に詳しく調べてもらうようお願いしたいです。</p>
加藤事務局長	<p>事務局から農林水産課への要望ですが、先ほどご説明いただいた見直しについて、今日資料がなかつたのですが、農振農用地を除くという話は聞いておりますが、見直しの中で、新たに網をかける地区は出てこないのですか。</p>
森下主査	<p>現在、人・農地プランの関係で、圃場整備する地区が、何地区か出ております。その地区は、農振農用地に入っていることが前提条件になっておりますので、はみ出ている筆があれば入れていくということが現状で、この10年以内に整備計画がない地区は、これから新たに網をかける予定はありません。今でも十分にかかっているという地区になっておりまして、営農面積で出されている面積と農用地区域は大分乖離しております。詳しい数字を説明できなくて申し訳ありませんが、ということは営農用地域より農振が大分多い、農業地区が大分多いということになるので、今回の見直しに関しては減らしていく予定です。</p>
加藤事務局長	<p>個々で言えば、網がかかってくる土地はありますか。</p>
森下主査	<p>はい、個々で言えば、かかってくる可能性はあります。例えば、春野町仁ノ地区の少し山際の辺りや、今、圃場整備予定に入っている地区で、もしかすると筆が漏れている可能性はあるので、圃場整備をやる前に、そういったところは入れていきます。そして、可能であれば、鏡・土佐山地区の中山間の直払いに、これから、何次計画、</p>

	何次計画となっていく中で、ここを入れますよという地区があれば、集団的に網をかけていきたいと思っております。
加藤事務局長	今回、この計画を複数年度で作っていく中で、議会へ報告を是非していただきたいです。この計画が、どのような位置付けかによって、パブリックコメントをやるかどうかは、まだ具体的になっていないかもしれません。新たに農振の網にかかったところに、土地の制限がかかってきます。それは、所有権にとって、かなり窮屈なものとなるように考えられます。今後、農林水産課で計画を進めていく中で、農業委員や推進委員に個々に相談があるなど、かなり影響があると思います。新年度で構いませんので、策定のスケジュールと今回の方針を、資料として作っていただきて、臨時総会で農業委員へ、推進委員へは何らかの形で、それぞれに情報提供していただけます。
議長	他にないようでしたら、これで終わりたいと思います。農林水産部の皆様、本日はありがとうございました。以上で、本日予定しておりました議題及び報告事項は全て終了しました。他に委員の皆さんから、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	— 事務連絡なし —
議長	以上を持ちまして、令和3年度第8回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時16分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 4月 7日

議長

大野哲

議事録署名委員

川澤一博

議事録署名委員

西山徳輝

議事録作成者

山崎由貴